

小郡市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年2月4日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和7年1月7日から令和7年1月24日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 長寿支援課
- 3 監査範囲 令和6年4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）支出事務について適正な事務処理を求めるもの

研修会などへの出席の際、駐車料金について、立替払を行っていた。

現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

・文書管理が適正でないもの

（2）契約事務（2件）

・請書の省略手続が適正でないもの

・業務委託（役務）の事務手続が適正でないもの

（3）物品管理事務（2件）

・公印の押なつ手続が適正でないもの

・備品台帳を適正に整理していないもの

（4）予算事務（2件）

・財政課長の合議がないもの

・歳入予算科目が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。